

第 8 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 3 月 1 4 日 開 会

平成 3 0 年 3 月 1 4 日 閉 会

米沢市農業委員会

平成30年3月14日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第8回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(4名)

事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
主査	水谷 春栄
主査	仁科 恭浩
主事	渡部 史紀

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議題4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第7号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第8号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |
| 議第9号 | 平成30年度下限面積（別段面積）の設定について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第8回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、8番 佐久間委員のご発声で、ご起立の上、よろしく申し上げます。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

3月の半ばということで、大分春らしくなってきたなと思っております。今、米沢市の議会が行われておりますので、きょうは局長が予算委員会ということで欠席ということでございます。私も本会議のほうに2月26日から4日間ほど出席させていただきました。その中で、農業委員会として行ったわけですが、農業問題については、田沢地区の我妻徳雄議員から鳥獣被害に対する問題ということで農林課のほうに質問が出たということで、あとは残念ながら出なかったということでございます。30年産以降の米政策の問題やら、今度農林課のほうに米沢牛振興室ということで機構改革になって新たな課が出るというようにいろいろ大変な問題があったり変化がある中で、議会で農業問題が出ないということは本当にさみしい限りであります。

そういったことでありますので、近くに梶子委員もいらっしゃいますが、委員の皆さん、地元の議員の方にはもっと農林問題も取り上げてもらって、米沢の農業を活性化するように質問なり意見を言ってくださいというようなことを言うていただければいいんじゃないかなと思ったところであります。

あと、新聞等に出ておったわけですが、つや姫だけが今回は特Aということで、はえぬきとコシヒカリは残念ながら特Aにならなかったということで。そういったことで、消費者に好まれるものをつくっていかなければこれからはなかなか大変ではないかなというようなことを感じたわけでございます。宮城県と島根県のつや姫も特Aになっておりますので、やっぱり品種が、つくり方も確かに大切だと思いますが、つや姫の品種の特性がやっぱりいいのではないかなと感じたところでございます。

そして、先週かな、河北町での農業委員と推進委員の研修に行かれた皆さんは本当に大変ご苦労さまでした。その中で、大学の先生の話、そして酒田の麻生さんという方の中山間地における遊休農地の解消に法人化をしてホールクロップで対応したということで、やっぱり地下水が高かったり田んぼを畑地にした場合になかなか戻すのは大変だということで、田んぼの状況のま

まで利用するにはホールクroppが一番いいということで取り組んでおられたということでした。中山間地でかなり段差がある田んぼも上手に利用してやっていくというようなことでありましたので、行かれた方は、特に中山間地の人は参考にしていただいて、今後の遊休対策等に取り組んでいただければなと思ったところであります。

きょうは今年度最後の総会ということでございます。案件もたくさんあるようでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。きょうは大変ご苦勞さまです。ありがとうござひました。

目崎補佐

ありがとうござひました。

それでは、これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんので、全員出席であります。よつて、去る3月8日に通知しました米沢市農業委員会第8回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、18番 鈴木晃子委員、19番 田代昇一委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはござひません。よろしくお願ひします。

議長

それでは、1の提出議題から進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願ひします。

仁科主査

(挙手)

議長

仁科主査。

仁科主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号63号の1件でございます。田1筆 191㎡、よつて合計も同様でございます。

受理番号63号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雜種地への転用です。転用年月日は平成9年7月です。申請理由は、平成9年ごろより、隣接するア

パートの駐車場として利用しているためです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号86号から98号までの計13件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。付議する筆数及び地積は、田118筆 147,040.40㎡です。畑19筆 3,048.00㎡です。計137筆 150,088.40㎡です。

受理番号86号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号87号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号88号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号89号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号90号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号91号 貸人 ○○○○・△△△△・○○○○・△△△△、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号92号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号93号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号94号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

受理番号95号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号96号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号97号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号98号 貸人 ○○○○・△△△△、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。
なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号144号から159号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、下記農地について農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めため、委員会に付議いたします。

受理番号144号から159号までの計16件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請のあった筆数及び地積は、田133筆 208, 327.00㎡、畑44筆 12, 241.00㎡、計177筆 220, 568.00㎡です。

受理番号144号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号145号 渡人 ○○○○・△△△△、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は農業経営上の負債整理による売買です。

受理番号146号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号147号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号148号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号149号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号150号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号151号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号152号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号153号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号154号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号155号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号156号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号157号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号158号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小による

賃貸借です。

受理番号159号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
(菅野英一郎委員 挙手)

1 2 番。

1 2 番 菅野です。

1 4 4 番、○○○○さんと△△△△さんの件であります。△△さんに電話したんですけれどもなかなか忙しい人で出なくて、○○○○さんに聞いてきました。畑がちょっとあるものでつくってほしいということで△△さんが借りるといふことなんです。

続きまして、1 4 6 番、○○○○さんと△△△△さん、牛舎の近くに田んぼがありまして、そこを○○○○さんが住宅を建てていることもありまして、処分したいということで売買になりました。

問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長
1 9 番
議 長
1 9 番

1 4 5。

(田代昇一委員 挙手)

1 9 番。

1 9 番 田代です。

1 4 5 番についてご報告申し上げます。

去る3月5日、受人の○○○○さんにお話を聞きました。渡人の方は兄弟でありましたが、両者とも自宅におられないという状況でございます。○○○○さんにおかれましては、借りておりまして、貸人からは昨年29年末までつながる田んぼ合計7枚をお借りしていたと。いろいろ渡手においては事情があったので、そのうちの2枚を購入していただけないかという懇願をされたということで、快く買ったと。残りの5枚につきましては、平成30年からも過去同様また借りて田んぼを作付をするということでした。ここにも書いてありますように、経営上の負債整理とありまして、○○○○さんにおかれては、考えていなかった購入で、これで売り渡すほうも安心できればなというふうなことも一言添えられておったようです。問題ないと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議 長
1 5 番
議 長

1 4 7 号。

(大橋久芳委員 挙手)

1 5 番。

1 5 番

1 5 番 大橋です。

私のほうから、1 4 7号、1 5 0号、1 5 1号、1 5 2号、1 5 3号、1 5 4号、1 5 6号、1 5 9号を説明いたします。

いっぱいあるので間違うかもしれません。そのとき指摘よろしくお願ひしたいと思います。

1 4 7号については〇〇さんのほうに確認しました。今まで別人との賃貸借をしていたそうですが、今回やめられたので新たに〇〇さんということに賃貸借を結ばれるということです。

1 5 0号も同じく〇〇さんですが、〇〇さんと△△さんのほうに確認をとりまして、同じく新たに賃貸借を結ぶということでございます。

1 5 1号に対しては〇〇〇〇のほうに確認をとりまして、こちらのほうに住んでいられないということで山形市のほうに住んでやる、もともと近くに住んでいた方だそうです。そういう関係で今回新たに賃貸借を結んだということでございます。

1 5 2号は〇〇〇〇さんのほうに、これからたくさん出てきますが、確認いたしました。今まで別人と賃貸借をしていましたが今回やめるということで、高齢でやめるということで新たに△△△△さんと賃貸借を結ぶということになります。

1 5 3号と1 5 4号は、今まで〇〇〇〇でつくっていたんですが、前回、今回解約いたしまして、〇〇〇〇さんが規模拡大をしていきたいということで新たに賃貸借を結ぶということで、問題ないと思われます。

1 5 6号、1 5 9号は、先ほどありました〇〇〇〇さん、1 5 6号の△△△△さんが今まで全部つくっていたわけなんです、高齢についてやめられるということで、一部残るところはありますが、一緒に手伝いながら〇〇〇〇さんとやっていくということでございますが、〇〇さん、△△さんのほうも今回新たに賃貸借を結ぶということで、特に問題がないと思います。

〇〇さんは〇〇の方でございますが、規模拡大をしながら広幡のほうもある程度つくっていききたいというような、これから法人化を目指している方でございます、特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長
6 番
議 長
6 番

次に、1 4 8号。

(二宮啓一委員 挙手)

6 番。

6 番 二宮です。

1 4 8号についてご説明いたします。

借人の〇〇〇〇さんは、雪菜栽培、キュウリのハウス栽培などに一生懸命

取り組んでおられる方で、経営移譲年金受給のための親子間の貸借での再設定であります。何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長

次に、149。

1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

11番。

1 1 番

11番 高橋です。

149号、2枚目の155号について説明します。

149号ですが、昨年までこの申請地は〇〇〇〇で作付していたわけですが、今回、この田んぼを△△△△さんとのつくり分けになっていまして、契約終了と同時に△△△△さんをお願いしたところであります。

続きまして、155号になります。

渡人の〇〇〇〇さん、受人の△△△△さんに電話でお話を聞いてきました。受人の△△△△さんは、中央の〇〇〇〇を経営されている方で、数年前に新規就農をされた方です。また不動産業も営んでおるようで、電話で確認したところ、この申請地にはハウスが建っておりまして、使用目的としてはハウスで苗をつくって、もう1カ所のほうあるわけですが、そこで畑をやりたいというお話を聞いてまいりました。農事相談の折に、塩井の相田推進委員のほうから大丈夫かということで、その申請地には道路の除雪の雪を逃がすような場所になっておりまして、不動産業をやっておる関係でそういうところを売買されると困るということで、その旨をもう一度△△△△さんのほうに電話で確認してまいりました。最初の説明どおり、ハウスで苗をつくりながら畑のほうにも雪をおっつけてもらって大丈夫だという確認をとってまいりましたので、一応現段階では何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、157。

1 6 番

(山王堂民榮委員 挙手)

議 長

16番。

1 6 番

16番 山王堂です。

157番について説明いたします。

経営移譲年金受給のためということで申請がありまして、親子間の使用貸借の再設定ということで、〇〇さんに確認したところ間違いはないということですので、よろしくお願ひいたします。

議 長

次に、158号。

8 番

(佐久間英之委員 挙手)

議 長

8番。

- 8 番 8番 佐久間です。
158号についてご報告を申し上げます。
〇〇〇〇さん、△△△△さん、親子でありまして、使用貸借の再設定ということでありますので、問題ないと思われます。終わりです。
- 議長 それでは、受理番号144号から159号までについて、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号144号から159号までについて許可することに異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、受理番号144号から159号までについて、許可することに決定します。
次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。
それでは、受理番号7号を上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。
- 渡部主事 (挙手)
- 議長 渡部主事。
- 渡部主事 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。
受理番号7号 許可 平成16年9月21日付、農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 〇〇〇〇、承継者 △△△△。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。
以上、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいまの受理番号7号について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、受理番号7号について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、受理番号7号について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。
次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 渡部主事 (挙手)
- 議長 渡部主事。
- 渡部主事 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地

について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号6号の計1件です。畑のみ1筆 86㎡、合計も同一でございます。

受理番号6号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは第1種農地で、既存施設の拡張です。

以上、よろしく願いいたします。

議長 13番 この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。
(我彦正福委員 挙手)

議長 13番 13番。

議長 13番 13番 我彦です。

この受理番号6番の○○さんは前回も出たんですけれども、今回、農道の脇のほうを埋めてまた車をとめたりなんかしたいということで、見てきたんですけれども、事前着工もないので、問題ないと思われます。以上です。

議長 全委員 ただいまの受理番号6号について、意見並びに質問はありませんか。
なし。

議長 全委員 ないので、受理番号6号について許可することに異議ありませんか。
異議なし。

議長 異議がないので、受理番号6号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号63号から67号までの計5件で、田9筆 9,286㎡、畑3筆 495㎡、合計12筆 9,781㎡です。

受理番号63号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は住居兼店舗の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号64号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(10棟)の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号65号 渡人 ○○○○、受人 △△△△・○○○○、土地の表

示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号66号 渡人 ○○○○・△△△△、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(14区画)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号67号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート(1棟12世帯)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。それでは、受理番号63号から67号を上程いたします。

6 番 (二宮啓一委員 挙手)

議 長 6番。

6 番 6番 二宮です。

63号についてご説明いたします。現在雪がたくさんで現場を確認することができませんが、私どもが毎朝晩通っている近くの田んぼなので、わかる限りでご説明いたしたいと思います。

現在は田んぼで、永年転作として使用されている畑状態の土地であります。そこにはサクランボの木が3本ほど植えてあって、そこを転用したいということでございます。本人にも伺ってきましたが、○○○○さんがパーマ屋さんを経営したいという旨でございます。問題はないと思われれます。よろしく願いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。

64号。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 2番 小関です。

64号、66号について説明でございます。3月7日に、雪があつてちょっと現場が広範囲ですのでわからないので、設定した方が両方とも同じところだったのでその人に来ていただいて、一緒に、事務局の仁科君も交えながら確認したところでした。

64号については、○○○○さんにも確認して、前作は田んぼであったところなので、間違いなく事前着工はないということです。また、ここに宅地が10棟ほど建つんですけども、地図を見ますと、64号、その隣、右側ですけども、ここにも住宅が本当は建っていて、ここに書いてないんですけども住宅が建ってしまつて、その間にある土地です。奥のほうに田んぼ

せんか。

ここの64号についてですけれども、前に東のところに出ていろいろ問題になったところの西だべ。

土地改良を将来ともするあれはないと言ったもんな、この間。

皆さんからはありませんか。

ただいまの受理番号63号から67号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないので、受理番号63号から67号について、許可することに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、受理番号63号と67号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

退席者。

11番

(高橋秀治委員 挙手)

議長

11番。

11番

11番 高橋です。私に関係する案件がありますので、退席お願いします。

(高橋秀治委員 退室)

議長

それでは、11番 高橋秀治委員の案件の受理番号15号、17号、24号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議長

仁科主査。

仁科主査

議第6号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号15号、17号、24号は、〇〇〇〇が借人となる相対による賃貸借権の新規2件、再設定1件でございます。それぞれの貸人、土地の詳細等につきましては、記載のとおりでございます。

この筆数、地積につきましては、田12筆 19,662㎡、畑4筆 1,782㎡、合計で16筆 21,444㎡でございます。

受理番号15号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号24号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長 全委員
ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。
なし。

議長
ないので、受理番号15号、17号、24号について議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員
異議なし。

議長
異議がないので、受理番号15号、17号、24号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定しました。

では高橋秀治委員、入室してください。

11番 (高橋秀治委員 入室)

14番 (高橋祐弘委員 挙手)

議長
14番。

14番 高橋です。私の案件がございますので、退席いたします。

(高橋祐弘委員 退室)

議長
それでは、14番 高橋祐弘委員の案件、受理番号18号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議長
仁科主査。

仁科主査
受理番号18号につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

こちらにつきましては、貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田4筆 12, 124㎡でございます。合計も同様でございます。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 全委員
ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。
なし。

議長
ないので、受理番号18号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員
異議なし。

議長
異議がないので、受理番号18号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

高橋祐弘委員、入ってください。

- 1 4 番 (高橋祐弘委員 入室)
- 議 長 それでは、次に、受理番号15号、17号、18号、24号を除く受理番号1号から27号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 仁科主査 (挙手)
- 議 長 仁科主査。
- 仁科主査 受理番号15号、17号、18号、24号を除く受理番号1号から27号につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。
- 内訳につきましては、相対による売買6件、同じく相対による賃貸借権の新規が4件、同じく相対による賃貸借権の再設定が7件、農地中間管理事業による新規の賃貸借権の設定が6件の計23件でございます。土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田118筆 184, 197㎡、畑12筆 8, 128㎡、合計130筆、192, 325㎡でございます。
- 受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
- 受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
- 受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
- 受理番号4号 渡人 ○○○○・△△△△、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
- 受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
- 受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
- 受理番号7号 貸人 村○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。
- 受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。
- 受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。
- 受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。
- 受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

しては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農地中間管理事業による賃貸借です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号15号、17号、18号、24号を除く1号から27号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号15号、17号、18号、24号を除く1号から27号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決ま

たしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 1 4 番。

1 4 番 1 4 番 高橋です。私の案件がございますので、退席させていただきます。

(高橋祐弘委員 退室)

議 長 それでは、1 4 番 高橋祐弘委員の案件の受理番号5号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号5号は、先の農用地利用集積計画に伴う交替でございます。取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地等の表示につきましては、記載のとおりでございます。筆数、地積につきましては、田4筆 1 2, 1 2 4 m²で、合計も同様でございます。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号5号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号5号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

高橋祐弘委員、入ってください。

1 4 番 (高橋祐弘委員 入室)

議 長 それでは、次に、受理番号5号を除く受理番号1号から1 2号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 受理番号5号を除く1号から1 2号につきまして、土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

5号を除く1号から12号の11件は、先の農地法第3条並びに農用地利用集積計画による交替でございます。この筆数、地積につきましては、田 105筆 181,686㎡、畑3筆 705㎡、合計108筆、182,391㎡でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号7号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号8号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号9号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号10号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号11号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号12号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定

(期間借地) です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号5号を除く受理番号1号から12号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号5号を除く受理番号1号から12号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、別紙のマッチング案に基づいて農用地利用配分計画(案)を作成するため平成30年2月28日付で米沢市長から意見を求められたので、委員会に付議いたします。

別紙のマッチング案というものが次のページに、No.15、No.16となっておりまして、先般集積の議案にかかったものが15ページとなります。

議案書16ページのほうは機構を通じた貸し借りの、借りかえた内容となっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業にかかわる農土地利用配分計画(案)を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農土地利用配分計画(案)を作成することに異議がなかったことを米沢市長に回答することと決定いたしました。

次に、議第9号 平成30年度 下限面積(別段面積)の設定について、を議題といたします。

水谷主査 (挙手)

議長 水谷主査。

水谷主査

議第9号 平成30年度 下限面積（別段面積）の設定について、ご審議
いただくより先に下限面積についてご説明をさせていただきます。

農地法第3条第2項第5号の規定（農地の利用権取得後における耕作面積。
北海道では2ha、都道府県では50a）農業委員会が農林水産省令で定め
る基準に従い市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲
内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示した
ときはその面積により農地の利用権取得後における下限面積については市町
村農業委員会が独自に別段の面積を設定できることとなりました。このこと
から、農地法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準では、農地法
施行規則第17条第1項には、1、設定区域は、自然的経済的条件からみて
営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。2、設定単位はアール
とし、面積は10a以上であること。3、定めようとする面積は、地域全
体の農業者の概ね4割を下まわらないこと。農地法施行規則第17条第2項、
1、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されていないと見込まれる
農地が相当程度存在すること。2、50a未満の農地を耕作する農家の数が
増加することにより、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じ
るおそれがないことの内容であります。

このように、米沢市農業委員会では、平成27年7月、農地部会の中で、
農業を取り巻く環境の変化に伴い、遊休農地の増加を防ぎ、農業経営に参入
しやすくなるよう慎重に検討し審議を行った結果、農地法施行規則第17条
第2項の基準に基づき50aを30aに引き下げ、9月1日公示し、実施し
ています。

したがって、平成30年度の下限面積（別段面積）について、農業委員会
の適正な事務の中で、別段の面積の設定または修正の必要性については毎年
農業委員会の中で審議し公表することとなっておりますので、現状維持の3
0aのままでもよいか、農業の現状を踏まえながらご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議 長

それでは、農事相談で各地域の話し合いの結果を各地域代表から報告をい
ただきながら取りまとめをしたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

第1地域から。

1 4 番

（高橋祐弘委員 挙手）

議 長

14番。

1 4 番

14番 高橋です。

先日の農事相談の折に、委員の方々とこの件につきまして話をしました。
第1ブロックといたしましては、格段に農家の方々からの相談事とかそうい
ったこともないということで、現状どおりの30aでいいのではないかと

う決定に至りました。以上です。

次に、第2ブロック。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7 番。

7 番 7 番 高橋です。

農事相談の折、第2ブロックでは、50aから30aに変更してまだ3年であるし、30aで不都合の事案も今現在ないことから、またこれ以上低くすれば虫食い状態になるおそれもあるということで、30aでいいのではないかとということに決まりました。以上です。

議 長 第3地域。

1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)

議 長 高橋委員。

1 5 番 1 5 番 大橋です。

第3ブロックでも話し合いがなされまして、私からご報告いたします。

27年度に30aにされたということで、まだ期間もたっていないということで30aでよいのではないか、また新規就農者が参入しやすいような面積ではないかということで、現状維持でいきたいということで話し合いがなされました。以上でございます。

議 長 農事相談で各地域において話し合いをされた結果、3地区とも現状でよいというような報告であります。皆さんのほうから何かご意見ありませんか。よろしいですか。

全 委 員 なし。

議 長 それでは、議第9号 平成30年度下限面積（別段面積）の設定については30aとすることに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第9号 平成30年度下限面積（別段面積）の設定については30aとすることに決定いたしました。

以上で本日予定された協議は全て終了しました。

これで第8回定例総会を閉会といたします。

閉 会 午前10時35分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年3月14日（水）

米沢市農業委員会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員
